

協議第15号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて承認を求める。

平成19年10月2日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

一部事務組合等の取扱いについて

- 1 一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 熊本県市町村総合事務組合及び熊本県市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。
 - (2) 宇城広域連合については、富合町は合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時まで宇城広域連合と調整を行う。
- 2 富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

合併協議項目事業一覧 (一部事務組合等)

協議番号	枝番号	協 議 項 目	部会名	提案	承認／継続	備考
15						
	1	一部事務組合	企画財政部会	第8回		
	2	広域連合	企画財政部会	第8回		
	3	事務の委託	企画財政部会	第8回		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	1 一部事務組合
調整方針	一部事務組合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする 熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う		

調査	現況		調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
市町別内容	該当なし	加入している一部事務組合（共同処理する主な事務） 1. 熊本市町村総合事務組合 ①職員の退職手当に関すること ②消防団の損害補償等に関すること ③水防団の損害補償等に関すること ④公務災害に関すること ⑤住民の交通災害見舞金に関すること ⑥自治会館の運営等に関すること 2. 熊本市町村職員共済組合 ①共済関係の事務に関すること	一部事務組合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。 ・熊本市町村総合事務組合及び熊本市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	2 広域連合
調整方針	<p>広域連合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う</p>		

調査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>該当なし</p>	<p>加入している広域連合（共同処理する主な事務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城広域連合 ① 広域連合の運営 ② ふさと市町村圏計画に関すること ③ 介護認定審査会に関すること ④ 介護給付費等の支給審査会(障害者)に関すること ⑤ 消防に関すること ⑥ し尿処理に関すること ⑦ ごみ処理に関すること ⑧ 火葬場の運営等に関すること 	<p>広域連合の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取り扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う。

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	15 一部事務組合等の取扱い	小項目名	3 事務の委託
調整方針	富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う		

調 査	現 況		調整の具体的内容
	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	該当なし	1. 委託している事務：公平委員会の事務 2. 委託先：熊本県	富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。